

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和2年5月21日第2部会提出

| | |
|------|----------------------|
| 届出条項 | 大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設） |
| 届出日 | 令和元年10月8日 |
| 担当部署 | 渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課 |

1. 届出者

| 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 住 所 |
|----------------|--------------------|
| 生活協同組合コープさっぽろ | 札幌市西区発寒十一條五丁目10番1号 |

2. 届出事項

| | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------|
| (1)店舗名及び所在地 | コープさっぽろ とくら店 函館市戸倉町224番-4他 | |
| (2)小売業者名、代表者名及び住所 | 生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見 英明 札幌市西区発寒十一條五丁目10番1号 | |
| (3)新設日 | 令和2年6月9日 | |
| (4)店舗面積の合計 | 1,447㎡ | |
| (5)施設 の 配 置 | 駐車場の収容台数 | 50台 |
| | 駐輪場の収容台数 | 30台 |
| | 荷さばき施設面積 | 100㎡ |
| | 廃棄物保管施設容量 | 20㎡ |
| (6)施設 の 運 営 方 法 | 開店・閉店時間 | 開店時間 午前 7時00分 閉店時間 午後 9時50分 |
| | 駐車場の利用時間帯 | 午前6時30分から午後10時00分まで |
| | 駐車場の出入口数 | 入口1箇所、出口1箇所、出入口1箇所 |
| | 荷さばき時間帯 | 午前6時00分から午後10時00分まで |

3. 審査事項

| | | |
|---------------|-------------|---------------------|
| (1)駐車場整備等への配慮 | 指針必要駐車台数の整備 | 必要駐車台数49台≦駐車場台数50台 |
| | 従業員駐車場等の整備 | 来客駐車場とは別に敷地内に38台を確保 |

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|-------|-------|------------|------|------|------------|----|
| 駐輪場（自動二輪車を含む）の整備 | 30台（駐輪場30台、自動二輪0台） | | | | | | | | |
| 来客車両等の入出庫方法 | 平面自走式 オペレーター無し | | | | | | | | |
| 搬入車両等の誘導 | 共用 | | | | | | | | |
| 歩行者の安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> 駐輪場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 出口に出庫する車両に対する一旦停止の路面表示及び看板、歩行者に対する注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の交通安全対策に配慮する。 | | | | | | | | |
| 交通整理員の配置 | <ul style="list-style-type: none"> 開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配慮し円滑な交通誘導と安全対策に努める 配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。 | | | | | | | | |
| 除排雪による堆積方法 | <ul style="list-style-type: none"> 除排雪業者と契約し、除排雪を同時に行い、来客駐車台数の確保に努める。 公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。 | | | | | | | | |
| その他の対応方策 | <ul style="list-style-type: none"> 店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシで周知させ交通渋滞の緩和に配慮する。 | | | | | | | | |
| (2)騒音発生への配慮 | 昼間の等価騒音レベル予測結果 | | 予測地点 | 環境基準値 | 予測結果 | 評価 | | | |
| | | | 1 | 55dB | 46dB | ○ | | | |
| | | | 2 | 55dB | 50dB | ○ | | | |
| | | | 3 | 55dB | 51dB | ○ | | | |
| | | | 4 | 55dB | 53dB | ○ | | | |
| | 夜間の等価騒音レベル予測結果 | | 予測地点 | 環境基準値 | 予測結果 | 評価 | | | |
| | | | 1 | 45dB | 37dB | ○ | | | |
| | | | 2 | 45dB | 42dB | ○ | | | |
| | | | 3 | 45dB | 42dB | ○ | | | |
| | | | 4 | 45dB | 38dB | ○ | | | |
| | 夜間の音源毎騒音レベル最大値予測結果 | 予測地点 | 音源の種類 | 区域の区分 | 敷地境界 | 境界 | 予測地点 | 直近住居壁際等 | 評価 |
| | | | | | 適用される規制基準値 | 予測結果 | | 適用される規制基準値 | |
| a1 | | 冷凍機① | 第2種区域 | 40dB | 39dB | | | | |
| a2 | | 排気① | 第2種区域 | 40dB | 46dB | a2' | 40dB | 34dB | |
| a3 | 排気⑥ | 第2種区域 | 40dB | 36dB | | | | | |
| <p>評価欄 ◎：騒音レベルの最大値が敷地境界で満足 ○：騒音レベルの最大値が直近住居壁際で満足。 ×：住居壁際で規制基準を超過。</p> | | | | | | | | | |
| 騒音問題の一般的対策 | | <ul style="list-style-type: none"> 店舗職員や取引先に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。 | | | | | | | |

| | | |
|-----------------|-------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行わない。 |
| | 荷さばき作業等の対策 | <ul style="list-style-type: none"> 計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 |
| | 付帯設備・施設等の対策 | <ul style="list-style-type: none"> 室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。 |
| | 青少年等の蝟集等の対策 | <ul style="list-style-type: none"> 営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講ずる。 |
| | その他の対応方策 | <ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題について適正な対応策を講ずる。 住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応を図る。 |
| (3) 廃棄物等への配慮 | 指針容量の整備 | 指針容量 $6.645 \text{ m}^3 \leq$ 設置容量 20.205 m^3 |
| | 保管場所の位置、構造等 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはない。 |
| | 運搬・処理対策 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。 設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。 |
| | 減量化、リサイクル等 | <ul style="list-style-type: none"> 古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 |
| | 調理臭、悪臭の飛散防止 | <ul style="list-style-type: none"> A棟の生ごみ庫には冷蔵設備を施し、毎日回収を実施し悪臭の軽減に配慮する。 厨房の排気ダクトは住宅より離れた位置に設置する。 |
| | その他の対応方策 | <ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適切な対応策を講ずる。 |
| (4) 街並みづくり等への配慮 | | <ul style="list-style-type: none"> 屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 |

| | |
|---------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。 |
| (5) 防災対策への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。 |
| (6) 防犯対策への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。 所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。 |
| (7) その他の地域貢献活動の取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> 道産食材の取引を積極的に実施する。 自治体が行う地域振興の取組に、要望に応じて協力する。 従業員については、地域から優先的に採用するとともに、安定的な雇用に配慮する。 店舗周辺の清掃美化運動を定期的実施するとともに、来客者がゴミを散乱させないよう環境を整える。 大学、高校等からのインターンシップ受け入れなど、地域教育への協力を努める。 |
| (8) 関係行政機関との協議状況 | |
| 北海道警察本部交通部交通規制課 | <ul style="list-style-type: none"> H30.7.20、配置計画を提出し、店舗駐車場出入口の位置と数について相談。 また、交通量調査の結果及び右折入出庫に伴う混雑度などを説明。 ① 信号機の無い横断歩道については、廃止しても問題ない。また、停止線の位置を横断歩道側に移設してもよい。 ⇒ 停止線の位置を横断歩道側へ移動する方向で今後検討する。 ② 右折入場待ち車両が路上で待機した際、後続車両が追い越しできるだけの道路幅があるかどうか確認すること。余裕があれば、右折入庫を抑制する必要はない。 ⇒ 道路幅員の確認をする。(後日確認、北側歩道 3.0m、南側歩道 3.1m、片側1車線 4.5m、計 15.1m) ③ 函館中央警察署とも協議をすること。 ⇒ 承知 H30.10.22、前回の協議結果を踏まえ、検討結果を説明。 ① 入口、出口を分離する計画については了承する。 |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | | <p>② 隣接境界線部分について、生垣以外の部分にも単管などで外周柵を整備すること。 ⇒ 承知</p> <p>③ 保安上の問題から、場内南側の A 棟荷さばき場や従業員駐車場内へ一般客が入り込まないように、手前に「この先従業員専用」又は「この先荷さばき場」などと表示すること。 ⇒ 承知</p> <p>④ 営業時間内に 10t トラックが来客駐車場内を走行することは、危険であり好ましくない。 ⇒ 10t トラックは生鮮食品が多く、開店前に搬入を終了させることになっている。</p> <p>・ R1.9.6、届出書案一式を提出し、最終的に B 棟が加わった計画となることを説明。</p> <p>① 湯川高丘線の横断歩道の停止線の移動については、再度地元警察に確認すること。 ⇒ 承知</p> <p>② バス路線であり、なおかつ出入口が増えたので、入口は右折入庫、出入口は右折出庫を抑制し、来客車両が輻輳しないよう誘導すること ⇒ 承知</p> <p>③ 独立広告塔近くに設置される外灯に関しては、走行中の車両の運転手に眩しさを感じさせないように角度や照度など工夫すること。 ⇒ 承知</p> |
| 北海道函館方面函館中央警察署 交通第一課 | | <p>・ H30.7.24、配置計画を提出し、店舗駐車場出入口の位置と数について相談。 また、交通量調査の結果及び右折入出庫に伴う混雑度などを説明。</p> <p>① 信号機の無い横断歩道を廃止する場合は、地先の同意を得、町内会名で提出すれば承認する。但し、一度廃止した横断歩道を再整備することはできない。また、停止線の位置を横断歩道側に近づけ移設することについては問題ない。工事費用は事業者負担とする。確定したら工事前に協議に来ること。 ⇒ 停止線の位置を横断歩道側へ移動する方向で今後検討する。</p> <p>② 現況の交通量は少なく、右折での入出庫については特に制限するつもりはない。 ⇒ 承知</p> <p>③ 念のため平日の夕方ラッシュ時でも問題がないかどうか書類に追記すること。また、将来ではあるが、当該地近くに新しい道路が整備されるため、交通量が増える可能性があり、注視していくこと。 ⇒ 承知</p> |

④ 湯川高丘線は坂道となっているため、冬季については、駐車場への右折入場待ち車両が路上でスリップし渋滞を起さぬよう、店舗側が必要に応じて砂をまき対処すること。 ⇒ 承知

・H30.10.18、前回の協議結果を踏まえ、検討結果を説明。

① 停止線の位置については、ケースバイケースだが、信号機がある場合は横断歩道から4m以上離すよう指導している。また、信号機がない場合は2m以上離せばよいと考える

② 平日ラッシュ時の状況について了解した。

③ 交通量の少ない立地で、入口専用、出口専用に分離運営をすることは、好ましいと考える。

④ 入口、出口の幅について、各6.4mは広すぎると考える。歩道切下げは歩行者を優先に考え極力狭くすること。
⇒ 幅員は各4.8mに設計変更する。

・R1.9.6、届出書案一式を提出し、最終的にB棟が加わった計画となることを説明。

① 事業者負担において、一時停止の移設及び標識移設に関しては理解する。現状の標識は、アーム付きの大型の標識で民地に設置してあるが、車道境界に移設する場合は、小さな標識に変更が可能となるよう本部に確認する。 ⇒ 承知

② 通学路対策はどうなっているのか。
⇒ 各出口に「一時停止、通学路学童注意」の注意喚起看板を設置する計画。

③ 入口専用、出口専用で一方通行運用、場内は双方向運用となっているため、高齢者に分かりやすく路面標示で誘導し安全対策を講ずること。 ⇒ 承知

・R1.10.3、担当者が異動となったため、後任者に事前協議内容の説明及び路面標示の変更等について説明。

① 横断歩道前の一時停止ラインの移設、標識の移設(現状より小さい標識)について了解した。その時期がきたら協議に応じる。
⇒ 工事業者又は設計者が協議する。

② 雪の一時堆積場は駐車場出入口の支障にならないよう気を付けること。

| | | |
|-----|---------------------|---|
| | | <p>⇒ 出入口に雪山ができないよう、こまめに排雪しドライバーの視距を確保するよう運営する計画。</p> <p>③ 出入口に設置する注意喚起看板等は、敷地内でコープさっぽろ側が管理すること。 ⇒ 承知</p> |
| 函館市 | 経済部商業振興課 | <p>・ R1.9.6、届出書案を提出し、概要を説明。</p> <p>① 特に指導事項なし。</p> |
| | 環境部環境対策課 | <p>・ R1.9.6、届出書案を提出し、概要を説明。</p> <p>① 早朝(午前6時から)の荷捌き作業、ゴミの回収、除排雪作業について、近隣住民から苦情が寄せられた場合は、届出で許されている時間帯であっても前向きに対応してほしい。 ⇒ 承知</p> <p>② 騒音の通知等については確認し連絡する。</p> |
| | 環境部環境推進課 | <p>・ R1.9.6、届出書案を提出し、概要を説明。</p> <p>① 書類内容を確認し後日連絡する。 ⇒ 承知</p> <p>・ 9月9日電話にて 特に問題はない。 ⇒ 承知</p> |
| | 都市建設部 都市計画課 | <p>・ R1.9.6、届出書案を提出し、概要を説明。</p> <p>① 届出書には、A棟南側の専用駐車場を除くA棟B棟店舗の前面駐車場の台数を記載すること。 ⇒ 承知</p> <p>② 軽自動車専用車室を設置する場合は、奥行きは4.5m以上とすること。 ⇒ 軽自動車専用車室を設置するか否か再検討する。</p> <p>③ 出入口サイン等を設置する場合は、ドライバーの視距120度を確保すること。 ⇒ 承知</p> <p>④ 駐車場法に係る届出は、大店立地法の届出までにすること。 ⇒ 承知</p> |
| | 教育委員会学校 教育部保健給食課 | <p>・ R1.9.6、届出書案を提出し、概要を説明。</p> <p>① 当該地域は、高丘小学校、戸倉中学校の通学路となっているため、工事着工前までに工程表と大型車両の出入に際する安全対策を講じて施工業者が直接学校へ説明に行くように。 ⇒ 承知</p> |

| | | |
|-------|-----------------|---|
| 道路管理者 | 函館市土木部 道路管理課 | ・R1.9.6、施設配置図を提示し、駐車場の出入口の数と位置について相談し了承を得る。 |
|-------|-----------------|---|

4. 市町、住民等の意見

| | |
|-----------|----|
| (1)市町村の意見 | なし |
| (2)住民等の意見 | なし |

5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

| |
|---|
| <p>【環境生活課意見】 北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定規模（500㎡）以上の駐車場の設置・管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップの実施を周知する必要がある。</p> |
|---|